

平成31年度

## オーガニック農業推進事業のうちオーガニック米統一米袋利用助成事業に係る公募要領

### 第1 総則

オーガニック農業推進事業のうちオーガニック米統一米袋利用助成事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

### 第2 趣旨

「環境こだわり農業」の象徴的な取組として、オーガニック農業を推進し、本県ならではの取組として全国に発信することにより、環境こだわり農業全体のブランド力向上を図るため、滋賀県産オーガニック米用の共通デザインの利用を促進します。

### 第3 事業内容

県が作成したオーガニック用米袋デザイン（7月30日県ホームページにて公表）を利用して、米袋等を新規作成する。

### 第4 応募者の要件

本事業に応募することができる者は、次の全ての要件を満たすものとします。

- 1 補助事業全体および交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる米卸売事業者、農業者等、集荷事業者、加工業者であること。
- 2 事業年度において、当該事業で作成する米袋を用いたオーガニック米を販売する計画を有すること。
- 3 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

### 第5 補助対象経費の範囲

事業主体が、県の作成したオーガニック用米袋デザインを利用して、米袋等を新規作成するために必要な経費。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に助成対象となるものは、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

## 第6 補助対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 補助金の交付決定前に新規に作成された米袋の納入がされているもの（補助金交付候補者として選択された後であっても、補助金の交付決定前に発生した申請対象となる認証取得に要する経費は補助金の対象となりません）。
- 2 消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）。

## 第7 補助率および補助の上限額

補助率は1/3以内とし、補助の上限額は250千円とします。

## 第8 補助事業実施期間

令和元年の交付決定の日から翌年3月31日までとします。

## 第9 申請書類の作成および提出

### 1 申請書類の作成

事業に係る申請書（別紙様式1）の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容および第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

ア. 法人および団体の場合は、定款または規約の写しおよび役員等の名簿

イ. 暴力団員でない旨の誓約書（別紙様式2）

ウ. 有機農産物または有機加工品にかかる認証事業者または認証が見込まれる事業者であることを示す書類

### 2 申請書等の提出先、提出期限および提出部数

申請書等の受付期間は7月30日（火）から8月6日（火）17時までとし、県庁食のブランド推進課まで1部提出願います。

※なお、本公募終了後は予算の範囲内において事業実施が可能な期間中、随時申請を受け付けることとします。

### 3 申請書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書等は、様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (3) 第4に掲げる応募者の要件を有しない者が提出した申請書等は無効とします。
- (4) 申請書等の作成および提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (5) 申請書等の提出は、原則として2の提出先に持参するものとし、やむを得ない場合には、郵送または宅配便（バイク便を含む。）も可とします。FAXまたは電子メールによる提出は受け付けません。
- (6) 申請書等を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。いかなる場合も2に掲げる提出期限までに到着しない場合は無効とします。
- (7) 提出後の申請書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (8) 申請書等は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (9) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

## 第10 補助金交付候補者の選定

### 1 候補者の選定方法

提出された申請書類については、計画販売量の多い者より、予算の範囲で事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとし、

### 2 審査結果の通知

本公募要領に基づく審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

審査内容については、非公開とし、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

## 第11 補助金交付に必要な手続等

補助金交付候補者は、県の指示に従い速やかに、オーガニック農業推進事業費補助金

交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために必要な補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を当課に提出していただきます。交付申請書を当課等が審査した後、所要の手続きを経て補助金の交付が決定されます。

なお、交付申請書の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

また、補助金の交付が決定されるまでに実施した取組については補助対象となりませんので注意してください。

## 第12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（滋賀県または農林水産省等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容および他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、または補助金交付候補者の選定の決定もしくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

担当／食のブランド推進課 環境こだわり農業係

TEL：077-528-3895

FAX：077-528-4881

E-mail：organic@pref.shiga.lg.jp